

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
氏 名 株式会社塩川産業
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 塩川聖一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 2年 9月25日
許可の有効年月日 令和 7年 9月24日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ

以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成17年9月25日	
変更届出	平成19年2月16日	住所を「宮崎県宮崎市波島一丁目25番15号」から「宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21」に変更
変更許可	平成20年1月18日	取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ」を追加

鹿児島
知事

更新許可	平成22年9月25日	
更新許可	平成27年9月25日	
変更届出	平成30年8月9日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
変更届出	令和元年5月31日	法人の名称を「有限会社塩川産業」から「株式会社塩川産業」に変更
更新許可	令和2年9月25日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

